

令和6年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和6年9月24日(火) 9時58分開会 10時43分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／24名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	定刻前ではございますが、予定の方が全員お揃いになりました。ただ今より、令和6年度第5回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員のご出席は、別紙名簿のとおり24名中20名に出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、ここで、今月から常設審議委員にご就任いただきました名簿の3番の境港市足立会長を御紹介いたします。 その場でご挨拶をいただければと思います。足立会長よろしくお願ひいたします。 (足立委員がその場であいさつを行った。) 境港市足立会長ありがとうございました。 それでは、冒頭、山脇会長に挨拶を頂戴いたします。よろしくお願ひします。
2 開会挨拶 山脇会長	(省略)
事務局	山脇会長ありがとうございました。以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山脇会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。
3 議事録署名人の選任	

議 長	はい。それでは、議事に入らせていただきます。まず、はじめに本日の議事録署名人でございます。恒例により、私から指名させていただきますよろしいでしょうか。お諮りいたします。 (異議なし)
議 長	異議なしということでございますので、それでは、長谷川委員(湯梨浜町農業委員会会長)、竹原委員(北栄町農業委員会会長)を指名させていただきます。
4 報告事項 議 長 経営支援課 議 長	それでは、日程に基づき報告事項。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料1により説明) はい。ありがとうございます。それでは、ただいま、報告がありました。皆さん方からご質問・ご意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議 長 事務局 鳥取市農業委員会事務局	ないようですので、5番の議事の方に入らせていただきます。まず、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をしてください。 それでは、令和6年9月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は4条案件はございませんが、第5条案件で、1件、鳥取市農業委員会から意見聴取案件がございます。 なお、現地調査を実施しておりますので、説明のあと、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 また、開催通知では、農地法第39条に基づく意見聴取を予定しておりましたが、10月で意見聴取をお願いすることとなりましたのでご報告いたします。 それでは、鳥取市農業委員会事務局に説明をお願いいたします。 おはようございます。本日はお世話になります。私は、鳥取市農業委員会[]と申します。本日は、鳥取市の30 aを超えます農地転用事案1件を審議いただきたいと思います。[]

で、を目的として一時転用しようというものです。詳細につきましては、担当者のより説明させていただきます。

それでは、資料 1 ページ 議案番号 5 条-1 についてご説明します。私は、鳥取市農業委員会事務局で農地転用事務を担当しております、です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。農地転用許可申請の詳細につきまして、資料の 2 ページ、30 アールを超える事案説明資料に沿ってご説明します。

まず、1の土地の所在等について、でございます。なお、砂利採取場全体としては、西側に隣接する雑種地を含め、合計4 ページ、位置図をご覧ください。申請地は、

という場所にあります。国道 9 号や J R 山陰本線と、湖山池の間にある農地でございます。続いて、5 ページ、中間図をご覧ください。申請地は、凡例に示していますとおり、緑色に着色しています農振農用地の一部にあります。周辺は、申請地の

が立地しているところです。先ほど申し上げましたとおり、申請地のです。こちらを借り受けて採取場への進入路および車両の待機場等として使用します。その西は市道となっており、運搬経路として利用されます。2 ページにお戻りください。

2 の現在の営農状況です。申請地周辺の地域は、元々は原野や防砂林でしたが、圃場整備事業により灌漑施設が整備され、砂地を生かして、葉タバコ等が栽培されるようになった地域でございます。その後、葉タバコ栽培の縮小・廃止後は保全管理の状態になっている畑もありますが、農地として復元した後は、甘藷や白ネギ、里芋などを栽培する計画となっており、土地所有者からも確約を得ております。

次に、3 の転用事業者についてです。

です。事業内容としましては、

として登録されています。

4 の転用目的です。

、許可日から 1 年間、一時転用したいというものです。

、このうち表土として埋戻しに

販売分となります。

5 の立地基準ですが、もう一度、5 ページ、中間図をご覧ください。(1) 農地区分は農業振興地域の整備に関する法律に規定された「農用地区域内農地」です。(2) の許可根拠につきましては、「一時転用」であります。(3) 営農状況についてでございますが、申請地の周辺ではスプリンクラーを利用し、砂地を生かして甘藷、白ネギ、里芋等の畑作が行われています。当該地の

です。

次に、6の一般基準でございます。2ページに戻ります。(1) 他法令許認可についてですが、・砂利採取法については、鳥取県土整備事務所と砂利採取計画について事前協議済みであり、令和6年8月23日付けで砂利採取計画の認可申請中です。・農振法については、鳥取市農政企画課と農振農用地区域内の一時転用について支障がないことを協議済みです。・都市計画法については、市街化調整区域内での行為になりますが、建築物を伴わないため、開発許可申請は不要です。・盛土規制法については、砂利採取計画の許可を受けた工事については許可不要となります。・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地でないことも、鳥取市教育委員会文化財課に確認済みであります。(2) 規模の妥当性についてですが、採取計画量[]のうち、表土として埋戻しに使用する[]を除く、[]を、令和6年10月から令和7年3月の6ヶ月で販売するよう計画されています。表土の除去に1ヶ月、採取期間6ヶ月、埋戻し期間5ヶ月を予定しており、一時転用期間内での採取、農地復元は可能であることから、妥当な規模であると判断いたしました。(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてでございます。6ページ、「土地利用計画図」をご覧ください。凡例にお示ししているとおり、赤の実線が今回の砂利採取事業全体、太い黄緑色が一時転用の範囲を示しています。その内側の水色の線で囲まれた部分が採取区域で、赤の破線で、採取区域の距離を示しています。採取に当たっては、土砂崩れ等の被害を防止するため、隣接地との間には、2m以上の必要な保安距離が確保してあります。さらに、JRとの保安距離は、線路から12m・敷地境界から8m、東側にある住居との保安距離は、建物の壁面から24m・敷地境界から2mというように、基準を満たしております。また、水色の線の外側のオレンジ色の一点破線に黄色の6角形が図示してある線の部分には、高さ1.2mの「ネットフェンス」を設置し、飛砂等を防止します。なお、図面の上部に、保安施設の詳細図を記載していますのでご確認ください。7ページから8ページに、6ページの①～⑩で示した場所の「計画断面図」を載せていますのでご覧ください。黄色で色を付けている埋め戻し用の表土1mの部分を含めて、1割5分の勾配で掘削し、地下水位の上には幅2mの小段を設けます。その下は2割勾配で、掘削最深部は当初の地盤高から7mまでとする計画になっております。また、敷地境界線、ネットフェンス、保安距離、採取区間の位置関係も図示していますので御覧ください。続きまして、9ページ、「埋戻し計画図」をご覧ください。事業終了後の農地復元に係る埋戻しには、自社が確保している良質な公共事業の発生残土を優先的に使用するとともに、不足分は自社が所有している山林の山土を用いて埋戻しを行います。また、埋め戻し用の表土は自社が保有している原野に保管します。10ページに「搬出・搬入経路」をつけております。車両が通行する道路は全て県道及び市道であります。9ページの「埋戻し計画図」に戻っていただき、埋め戻し土のうち、耕作土から地下水位面までの中間層には、幅2mの透水溝を東西南北に設置するとともに、上層部には、一度すき取って保管していた表土を戻す計画です。農地復元に当たっては、営農者の意向を確認しながら、復元後の営

農に支障が生じないように実施し、農業委員会も確認のため立会します。また、一度撤去した畑かん設備についても、土地改良区立会の上で再設置します。2 ページに戻りまして（４）資金調達計画でございますが、

を確認しています。（５）農地復元の担保についてです。万が一、申請者が埋め戻しをしなかった場合は、代わって鳥取砂利採取業協同組合が実施することを保証書により確認しております。農業委員会の対応としまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局と、鳥取県土整備事務所 維持管理課、の各関係機関がしっかりと連携をしながら、掘削から復元完了までの各工程で計４回の現地確認を行います。また、農地として復元した後は、甘藷や白ネギ、里芋などを栽培する計画となっており、土地所有者からも確約を得ております。

７ 農業公共投資についてです。昭和 48 年度までに、県営ほ場整備事業（灌漑施設整備）が実施された地域です。令和 6 年 6 月 20 日付けでとは一時転用についての同意を得ています。また当該地域は、現在、老朽化に伴いまして石綿管の更新工事が順次進められていることから、その担当であります、鳥取県東部農林事務所 地域整備課とも調整済みであることは確認しております。

８ 土地改良区以外のその他の関係権利者につきまして、進入路・待機場として使用する県有地の公有財産賃貸借契約を締結済みであることを確認済みです。また、ＪＲ西日本と線路近接工事について、覚書を締結してあります。

９ 農業委員会の意見及び審議の概要についてですが、立地基準、一般基準ともに要件を満たしており、許可は適当と判断しました。また、砂利採取後の農地復元は、営農に支障が生じることがないよう埋戻しが行われているか、現地で確認するとともに、事業終了後におきましても、営農計画に基づき営農が行われるよう、適切に指導していくことを確認しました。

以上、簡単ではございますが、議案番号 5 条－ 1 における一時転用事案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので、ここで、現地調査の報告をお願いいたします。

山本委員

若桜町の山本でございます。現地調査のご報告をさせていただきます。去る 9 月 12 日、鳥取市役所におきまして、

、農業委員会事務局、さらには、事業者の に出席いただき、ただ今説明があった計画内容の説明を受けた後、質疑をし、現地に出向き調査を行いました。調査結果は以下のとおりであります。計画地につきましては、現在保全管理がなされており、先ほど事務局から説明がありましたが、の同意も得られている土

	地であります。[]には、飛砂防止対策として、先ほど説明がありましたとおり、高さ1.2メートルのネットフェンスが計画されています。事業者の説明によると過去の同様の事業の経験値から問題ないというふうに報告がありました。農地復元に当たっては、山土等で埋め戻しをし、透水層を設置したのち、表土（砂）で1～1.5m埋め戻す計画であります。事業者は周辺地域で過去に実施しておられ、その際の農地復元は適切であったことも、鳥取市農業委員会の方からも報告がありました。なお、[]については、別途鳥取県で審議中であることの説明がありました。以上によりまして、鳥取市農業委員会の決定どおり、承認すべきものと判断いたしました。以上でございます。
議 長	はい。ありがとうございました。説明が終わりました。 これより、委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 ありませんか。はい。恩田委員。
恩田委員	6一般基準中、（1）他法令許認可の欄があるが、その中で、鳥取県土整備事務所とは事前の協議済みであり、現在は認可申請中ということである。普通の場合は、[]許可が出てから、普通、申し込みがなされるが、（農地法が）条件付き許可となった場合、いかなる対応をされることとしておられるのか伺ってみたいと思います。
議 長	はい。只今の恩田委員の質問に対して、鳥取市農業委員会、回答をお願いします。
鳥取市農業委員会事務局	ありがとうございます。県の[]の許可申請は、8月23日付けで申請書が提出されております。許可日につきましては、日付けを合わせるよう連絡を取り合っており、どちらかと言えば、県の維持管理課の方が認可するタイミングで、農地法の転用許可を出すことになります。
議 長	いいですか？恩田会長。
恩田委員	あのね。私が聞いているのは、（農地法の）許可申請がたまたま条件付き許可となったとき、いかなる対応をされるかということを知っているのですよ。許可云々ではなく、[]申請中の中で、もし、（農地法が）条件付き許可となった場合、いかなる処分をされるのか？ということを知っているのですよ。
議 長	はい、事務局。今の質問の内容がわかりましたか。

鳥取市農業委員会事務局	農地法、[REDACTED]とも、お互いに許可がないことを条件とするものであります。なので、農地法の許可を出す時点で、砂利採取法の許可をするのではなく、許可そのものの日付けを合わせます。
議 長	恩田委員。
恩田委員	あのね。意味がどうも解っていないようです。私が何回も申し上げているように、[REDACTED]許可申請中でしょう。それが、もし（農地法が）条件付き許可となった場合、どういう対応されるつもりなのかということです。わかりますよね。
議 長	鳥取市農業委員会事務局。
鳥取市農業委員会事務局	[REDACTED]で条件が付く場合、農地法でも同じ条件を付けます。
議 長	恩田委員、どうですか
恩田委員	どうも訳が分からないようです。もういいです。わからない人に、いくら質問しても無駄です。
議 長	よろしいですか。
恩田委員	わかっているのか
議 長	[REDACTED]後から許可するのであって、まだ[REDACTED]許可になっていないから、（農地法が）条件付きで許可となった場合は、どう受け止めるかということです。
恩田委員	わけのわからない人に質問をしてもどうにもならない。[REDACTED]
議 長	もし、そのようなことがあった場合、どうされるか、また県の方と相談をしていただきたいと思います。

鳥取市農業委員会事務局	わかりました。
議 長	その他ありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それでは、無いようですので、本案件につきましては、異議なしでよろしいか挙手をお願いいたします。 (恩田委員を除き挙手。)
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしといたします。
恩田委員	異議なしではない。意味が解らない者がいるから一人反対している。
議 長	恩田委員以外は異議なしということで。 鳥取市農業委員会では、これからも案件が出てくるかと思いますので、もう少し学習をしておいていただきたい。いわゆる、事前に許可が出ているものなら簡単に協議できるが、まだ申請中のものを審議するわけですから、そこをよく考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
6 情報提供 議 長	続きまして情報提供です。(1) 令和7年度農業委員会組織関係予算の概算要求について事務局お願いします。 (事務局が資料3により説明) 議 長 説明が終わりましたが、委員の皆さんから他にご質問、意見はございませんか。 (質問・意見なし)
7 その他 議 長	その他として、皆さんから何かありますか。

事務局	(質問・意見なし) 無いようですので、次回の開催日について説明をしてください。 (次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。 (午前 10 時 43 分)